

厚生農業協同組合連合会の行う医療保健業に対する法人税の非課税措置の取扱いについて  
(昭和59年6月19日付医発第573号厚生省医務局長通知)に係る同日付事務連絡 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後(新)	改正前(旧)
<p style="text-align: center;">事 務 連 絡</p> <p>1 本日付け医発第573号医務局長通知の3(1)イについて (1) (イ)の「へき地における住民の医療を確保するための施設」とは、「<u>へき地保健医療対策等実施要綱</u>」(平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知)に定める<u>へき地医療拠点病院</u>、<u>へき地診療所</u>又は<u>へき地巡回診車(船)</u>をいうものであること。 (2) (略)</p> <p>2 法人税法施行規則第5条の2の規定に基づく<u>財務大臣</u>の承認の基準に該当することの証明願について (別紙) 参照</p>	<p style="text-align: center;">事 務 連 絡</p> <p>1 本日付け医発第573号医務局長通知の3(1)イについて (1) (イ)の「へき地における住民の医療を確保するための施設」とは、「<u>へき地医療対策実施要綱</u>」(昭和55年11月5日医発第1117号厚生省医務局長通知)に定める<u>へき地中核病院</u>、<u>へき地診療所</u>又は<u>へき地巡回診車(船)</u>をいうものであること。 (2) (略)</p> <p>2 法人税法施行規則第5条の2の規定に基づく<u>大蔵大臣</u>の承認の基準に該当することの証明願について (別紙) 参照</p>

(別紙)

法人税法施行規則第5条の2の規定に基づく財務大臣の承認の  
基準に該当することの証明願

(略)

記

1 (略)

2 医療施設に関する基準

1の医療施設のうち(施設名)は、次の基準に該当する。

区 分	内 容	該当事項
地域医療支援病院の 施設基準	医療法第22条第1号及び第4 号から9号までに掲げる施設 のすべてを有している。	
実地修練又は臨床研 修を行うための施設	・ 医師法第11条第2号又は歯 科医師法第11条第2号に規定 する実地修練を行うための施 設を有している。	
	・ 医師法第16条の2第1項に 規定する臨床研修を行うため の施設を有している。	

(別紙)

法人税法施行規則第5条の2の規定に基づく財務大臣の承認の  
基準に該当することの証明願

(略)

記

1 (略)

2 医療施設に関する基準

1の医療施設のうち(施設名)は、次の基準に該当する。

区 分	内 容	該当事項
地域医療支援病院の 施設基準	医療法第22条第1号及び第4 号から9号までに掲げる施設 のすべてを有している。	
実地修練又は臨床研 修を行うための施設	・ 医師法第11条第2号又は歯 科医師法第11条第2号に規定 する実地修練を行うための施 設を有している。	
	・ 医師法第16条の2第1項に 規定する臨床研修を行うため の施設を有している。	

医療従事者の養成施設及び医師又は歯科医師の再教育	・( )の養成所を有している。		医療従事者の養成施設及び医師又は歯科医師の再教育	・( )の養成所を有している。		
	・医師または歯科医師の再教育を行っている。(常時( )人以上)			・医師または歯科医師の再教育を行っている。(常時( )人以上)		
医療施設の設置場所	・山村振興法第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村		医療施設の設置場所	・山村振興法第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村		
	・離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域			医療施設の設置場所へき地における住民の医療を確保するための医療保健施設	・離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域	
	・ <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法</u> 第2条第1項に規定する過疎地域				・ <u>過疎地域自立促進特別措置法</u> 第2条第1項に規定する過疎地域	
へき地における住民の医療を確保するための医療保健施設	・へき地医療拠点病院		へき地における住民の医療を確保するための医療保健施設	・へき地医療拠点病院		
	・へき地診療所			・へき地診療所		
	・その他( )			・その他( )		
その他特に公益の増進に著しく寄与すると認められる医療保健施設	・農村検診センター		その他特に公益の増進に著しく寄与すると認められる医療保健施設	・農村検診センター		
	・その他( )			・その他( )		
3 (略)			3 (略)			
(略)			(略)			